



豊富な営業経験等を有する“流通のプロ”が 皆様の首都圏での商談をサポートします!!

申込締切
令和2年
6月26日

「首都圏から全国へ販路開拓を行いたい!!」
「首都圏に売り込みたいけど、アポイントが
取れずどうして良いか分からない…」
「売れる商品にブラッシュアップしたい!!」

ひょうごの美味し風土拡大協議会(事務局：兵庫県庁消費流通課)では、兵庫県ブランド産品(農林水産物・加工食品)の全国でのブランド化や販路開拓を進めるため、食品・流通等の専門知識とスキルを有する「流通のプロ」の力を活用し、首都圏の小売・卸売業等に対する県ブランド産品の販路開拓及び情報発信、「売れる商品」に必要な商品力・営業力の強化について支援を行います。

1 事業内容((1)個別相談は無料、(2)商談代行及び(3)事後個別面談は有料【5万円】となります。)

(1) 個別相談(神戸市内・但馬地域の会議室で実施)【無料】

- ① 首都圏での食品メーカー営業、バイヤー等、豊富な経験を有する「流通のプロ」(全国スーパーマーケット協会所属の専門家)が、販路開拓に向けたアドバイスを実施します。
- ② 事前に商談代行に向けて、「流通のプロ」が、FCPシートの内容精査や商品の確認を行います。
- ③ 上記②を踏まえ、商談代行及び商品改善等をアドバイスします。

<ポイント>

個別相談は無料ですので、販路開拓の疑問・不安・お悩みなど、「流通のプロ」にご相談ください！
販路開拓・拡大して売上アップするために、何をしたら良いか分からない等が解決できます。

(2) 商談代行(商談先：5～10社程度)【有料：5万円】

- ① 「流通のプロ」が事業者に代わり、首都圏の高質スーパー、百貨店、通信販売、卸、外食など多様な販売チャネルに対して、商品の案内及び商談を実施します。

<ポイント>

商談成立に向けたポイントを把握した「流通のプロ」が、商品の特性等に適したスーパー等へ商談代行を行うことで、採用の可能性が高まります。新たな売り先との接点ができ、効果的な営業活動につながります！

(3) 事後個別面談(神戸市内・但馬地域の会議室で実施)【有料：上記(2)との一体的な取組】

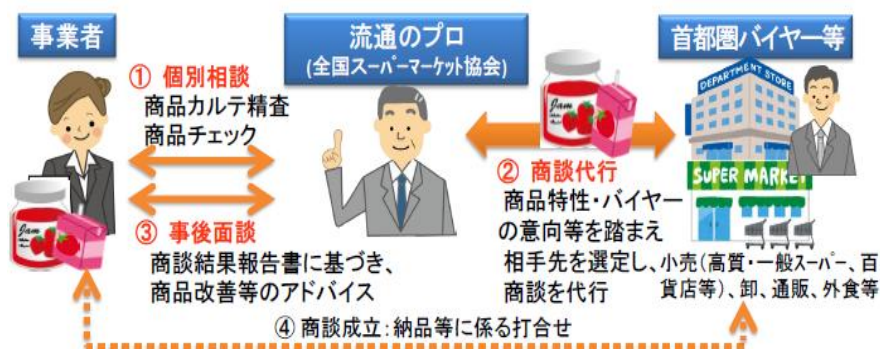
- ① 「流通のプロ」が、商談代行後、商談結果報告書(商談先担当バイヤーの反応等を記載)により結果を報告。この内容に基づき今後の営業方針をアドバイスします。
- ② バイヤーからのコメントに基づき、「売れる商品」に必要な商品改善等をアドバイスします。

<ポイント>

バイヤーの生の声を聞けることで首都圏のニーズが取れ、さらには具体的な対応策のアドバイスがもらえるので、「売れる商品」へのブラッシュアップ(磨き上げ)、今後の営業対策等の方針が立てられます！

注1：昨年度実施をした上記1の(1)の個別相談に先立って行う「事業応募者向け事前セミナー(事業説明会)」につきましては、本年度は、新型コロナウイルス拡大防止の点から開催をいたしません。この点、ご了承くださいますようお願いいたします。

[事業イメージ]



全国スーパーマーケット協会

正会員(スーパーマーケット)と賛助会員(卸売業・商社、食品メーカー、団体等)あわせて約1,200社を会員にもつ流通小売業界を代表する一般社団法人。全国最大の食品展示商談会「スーパーマーケット・トレードショー」の主催の他、ビジネスマッチングの企画・開催、商品開発・改良、販路開拓、人材育成への支援など、多数の実績を有する。

[HP]<http://www.super.or.jp/>

2 参加事業者要件等

- (1) 募集数 20事業者
- (2) 負担金 5万円/事業者
- (3) 応募要件
- ア 事業者要件(応募に当たっては、以下の全てを満たしていることが必要です。)
- ① 兵庫県内に本店もしくは支店を有する法人、団体、個人事業主であること。
- ② 商品の継続的、安定的な生産体制が整っていること。
- ③ 商品の製造工程管理がされていること。
- ④ 製造、販売及び表示に係る関係法令を遵守し、必要な許認可を受けていること。
- ⑤ 当協議会の選定結果(3の参加事業者の決定)に従うことに合意すること。

イ 商品要件(応募に当たっては、以下の全てを満たしていることが必要です。)

- ① 兵庫県産の農林水産物を材料として使用している加工食品、または県内で生産された農林水産品であること(食品に限ります)。
- ② 原則、自社製造の商品であること。(他メーカーへの委託製造は可)
- ③ 既に発売している商品である、もしくは近日中に発売する商品であること。(試作品は不可)
- ④ 商標権等の知的財産に関して問題等が生じていない商品であること。

3 参加事業者の決定

- ① 参加事業者は、応募事業者のうちから、下記の②により確認及び判断をして選定します。
- ② 参加事業者は、当協議会と「流通のプロ」が、応募内容(商品サンプル含む)について確認をし、事業趣旨、商品特性、兵庫県認証食品・ひょうご農畜水産物ブランド戦略策定品目等から総合的に判断し、先着順に決定をして通知します。
- ③ 上記②の確認の際に「流通のプロ」から見た、首都圏販路拡大における“今後の商品開発・販路開拓に資する改善点等”について、応募事業者全員にお伝えいたします。

4 応募手続き

- (1) 応募書類 「様式1(申込書)」
「様式2(FCPシート)」
注2:「FCP展示会・商談会シート作成のてびき」の記入の例(p8~15)を参照ください。農林水産省ホームページ(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fcp/syoudan_tebiki/index.html)
注3:企業情報についてのパンフレット(PDF版)等があれば添付ください。
「様式3(商品見積書)」
「様式4(競合商品リスト)」
- (2) 申込期限 令和2年6月26日(金)
- (3) 応募方法
- ① 応募を希望する方は、応募書類に必要事項を記入のうえ、電子メールで事務局に申込期限までに提出してください。
事務局宛 電子メールアドレス: Ikuo_Tsujiuchi@pref.hyogo.lg.jp
- ② 応募書類の様式は、ひょうごの美味し風土拡大協議会協議会のホームページのNews&Topics からダウンロードして入手ください。
<http://www.hyogo-umashi.com/news/?p=2479>
- ③ 商品サンプルを提供いただきます。提供方法・期限については、応募後に別途連絡します。
注4:季節性等、商品サンプルの提供に制限がある場合につきましては、事前にご相談ください。

5 今後のスケジュール

令和2年6月26日(金)までに…応募書類の提出
商品サンプルの提供(期限 別途連絡)
7月上旬…個別相談(参加事業者として決定を受けた者)
7月下旬~10月中旬…商談代行
10月下旬…事後個別面談

6 応募・問合せ先

ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局 辻内

Email: Ikuo_Tsujiuchi@pref.hyogo.lg.jp TEL: 078-362-3442 FAX: 078-362-4276

住所: 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1(兵庫県庁消費流通課内)